

令和4年1月7日

保護者様

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

新型コロナウイルス感染症における感染防止対策の実施について

1月11日から3学期がスタートしますが、保護者の皆様には、日々感染防止に努めていただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、オミクロン株が全国的に拡大の兆しをみせているとの報道もあり、このような状況下、文部科学省が示す「学校の新しい生活様式」などの通知、また、保健福祉事務所の指導等に基づいた感染防止の対応をすすめているところです。

引き続き、感染対策の再確認にご協力をお願いいたします。学校における感染対策を、下記のとおりまとめましたので周知いたします。引き続きご協力と、感染者への配慮をお願いいたします。

記

●ご家庭へのお願い

- ・ 児童生徒及びその家族等がPCR等検査を受ける場合は、速やかに学校に連絡をお願いいたします。
- ・ 児童生徒等に発熱等の風邪症状がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養させてください。
- ・ 同居の家族等に発熱等の風邪症状がみられる場合も、同様に児童生徒の登校をお控えください。
※ 登校を控えていただく場合は、出席停止とし欠席扱いにはいたしません。
- ・ 保健福祉事務所が逼迫した状況においては、濃厚接触者候補者リストを教育委員会や学校で作成する場合も想定されます。日常生活や行動履歴を振り返る習慣をつけ、正しい情報を伝えることができるようご注意ください。

●陽性者が確認された場合について

- ・ 鳥栖保健福祉事務所が濃厚接触者等の特定を行います。基準とする日から2日をさかのぼり登校状況や活動状況等により関連検査が実施される場合があります。検査の対象となった場合は、保健福祉事務所及び学校の指示に従ってください。行動履歴の確認がなされます。
- ・ 教育委員会や学校職員が、校内の施設や対象物品等の消毒を行います。
- ・ タブレットやプリント配付等を行い、学びを止めない環境の確保に努めます。

●学級閉鎖について

- ・ 児童生徒等に陽性者が確認された場合、所属する学級や部活動を直ちに一旦閉鎖し、途中で帰宅させる場合もあります。濃厚接触者等の検査を受ける児童生徒が確定し、出席停止の措置を確認するまで学級閉鎖を継続します。感染の状況によって学級閉鎖の期間を決定し保護者に通知します。
- ・ クラス内に複数の児童生徒の感染が判明したり、1名であっても複数の濃厚接触者や未診断の風邪症状を有する者がいたりした場合等、数日～7日程度の学級閉鎖を検討します。

●保護者への周知について

- ・ クラスターが発生した場合、休校となった場合、学年・学級閉鎖となった場合については、該当校の全家庭に書面（メール添付）にて連絡いたします。個別の陽性者に関する情報については公表しません。

●児童生徒への指導について

- ・ 基本的には常時マスク着用とします。
※ 不織布マスクの効果が高く、次いで布マスク、ウレタンマスクとなります。感染が拡大している状況では不織布マスクを推奨します。
- ・ 体育の授業や休み時間等の運動遊びについてマスクを外すよう指導をします。
- ・ 健康観察カード等を用い体温や健康状況の把握をするよう指導しますので、家庭でもご確認ください。

●学校における主な感染対策

- ・ 健康観察、手洗い、清掃・消毒、換気など、基本的な感染防止策についても指導を徹底します。
- ・ スクールサポートスタッフ等が日常的、継続的に校内の消毒を行います。
- ・ 給食の際は、机を向かい合わせたりせず、黙食を徹底します。
- ・ 感染レベルに応じた学校教育活動を行います。
- ・ 長時間、近距離の対面式グループワークや近距離で活動する実験や観察、共同制作、調理実習、室内において近距離で行う合唱及びリコーダー、鍵盤ハーモニカ等については、慎重に判断し、行う場合はより感染対策を強化します。

【参考】学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」Ver.7

●ワクチン接種について

- ・ ワクチン接種時における欠席等の取扱いについて、1日休む場合「出席停止」とし、欠席扱いとしません。副反応（発熱や倦怠感等）が出た際の休みも同様に欠席扱いとしません。

●児童生徒のケアについて

- ・ 感染者、ワクチン接種、マスクの着用等についての偏見や差別、いじめが起こることのないよう特に配慮します。
- ・ 児童生徒の様々な悩みやストレス等への対応については、学級担任や養護教諭等を中心として、児童・生徒の心身の健康状態の把握に努めると共に、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携を図り対応します。ご相談ください。

●出席停止について

- ・ 感染への不安から欠席を申し出た場合、感染経路不明の感染者が増えている場合は、校長の判断で出席停止とする場合があります。
- ・ 特別な理由で、感染の拡大している地域へ赴き、翌日以降大事をとって休む場合は、校長の判断により出席停止とする場合があります。

※ 今後の拡大状況等によっては、国や県の発表を踏まえて感染対策を更新してまいります。

● 鳥栖市立鳥栖西中学校 0942-83-2086

● 教育委員会連絡先 公用携帯 080-8206-6952

※ 学校に連絡がつかない平日の時間外や土日、祝日は教育委員会へご連絡ください。